

宮崎県建設業協会
機関誌



宮崎県建設業協会

FAX (0985) 23-6798



受入企業／川重・大淀・丸昭・持永特定JV 五洋建設(株)

No.493

目次 CONTENTS

●平成27年11月の行事予定	1
●会員の異動状況・会員数推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成27年度第7回常務理事会を開催	3
2. 平成27年度宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会	5
3. 農業土木委員会の報告	7
●雇用改善コーナー	
1. 高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望について	8
2. 「人材育成助成金」のご案内	9
3. 「職場意識改善助成金」のご案内	11
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	14
●技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	16
2. 継続学習制度（CPDS）について	16
建退共	
1. 平成27年度建退共制度普及協力事業所に対する理事長表彰を伝達	17
2. 地区別の事務担当者研修会を開催します	17
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）	18
●厚生年金基金	
事業概況（9月分）	18
●建災防	
1. 「のり面上等のロープ高所作業に係る労働安全衛生規則」の改正について	19
2. 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について	19
3. 「建設労働者確保育成助成金制度」の一部が改正されました	20
●火薬協会	
1. 平成27年度火薬類取扱保安責任者等の試験結果	21
2. 講習会の日程について ～もう一度保安手帳の確認を！～	21
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）	22
2. 中間前払金制度のご案内	23
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
建設共済保険加入促進月間 実施中！！	24



CMキャラクター「オジギビト」

建設業の“イメージアップ”テレビCMを放送中

＝放送局、時間＝

- | | | |
|-----------|------------|----------------------------|
| ○ UMK テレビ | ・ UMK ニュース | （毎週水曜日 午後 8 時 50 分から）の放送帯で |
| | ・ バイキング | （毎週木曜日 お昼 12 時から）の放送帯で |
| ○ MRT テレビ | ・ わけもん G T | （毎週水曜日 午後 7 時 56 分から）の放送帯で |

平成 27 年 11 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	日			
2	月			
3	火	文化の日	文化の日	文化の日
4	水	全建全国建設労働問題連絡協議会（東京）		
5	木	九建協地域・定例懇談会（佐賀）		火薬保安講習会（西都）
6	金		不整地運搬車運転技能講習（7日まで延岡）	
7	土			
8	日	クリーンアップ宮崎		
9	月	九地整の建設業取り組みに関するWG（福岡） 県協会出前講座・現場見学会（県立日向工業高校）		
10	火	県協会第8回常務理事会、県土整備部との意見交換会		
11	水	県協会建設雇用改善推進表彰式	宮崎県産業安全衛生大会（佐土原）	
12	木	県協会と西日本建設業保証(株)との意見交換会 監理技術者講習会		全建協連役員会（東京）
13	金		高所作業車運転技能講習（14日まで清武）	
14	土			
15	日			
16	月	県協会第2回国土交通委員会	基金納入告知書発送	
17	火		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（19日まで清武）	
18	水	建設業福祉共済団「建設共済」加入促進説明会（延岡）	建退共事務担当者研修会（延岡）	
19	木	九建協会長、専務・事務局長会議（沖縄）		
20	金		足場の組立て等の業務に係る特別教育（清武）	
21	土			
22	日			
23	月	勤労感謝の日	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24	火			
25	水		車両系建設機械（解体用）運転技能講習（清武） 建災防九州・沖縄地区事務担当者会議（大分） 基金理事会・代議員会	
26	木	全建全国会長会議（東京） 九建協技術担当者会議（沖縄）		全建協連職員研修会（東京）
27	金		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（28日まで清武）	
28	土			
29	日			
30	月			保証会社理事会参与会（大阪）

会員の異動状況

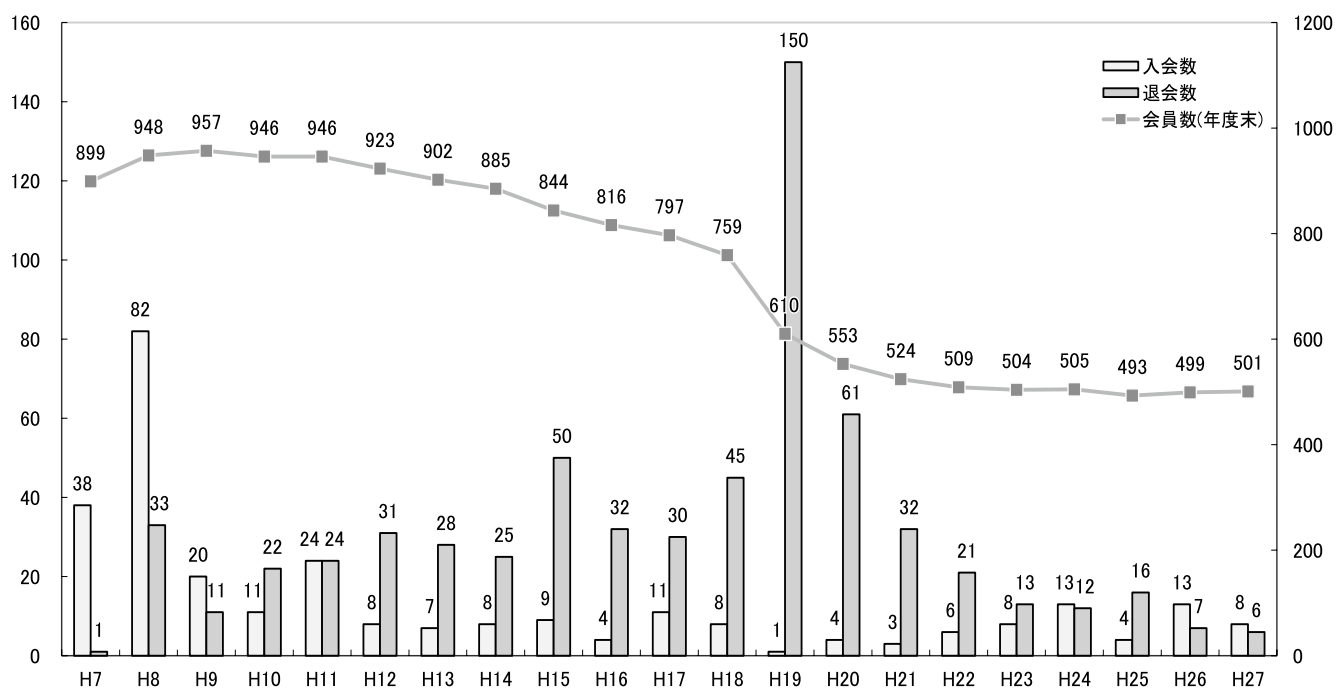
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変更前	変更後
宮崎	(有) 宇治橋建設	代表者	宇治橋 正己	宇治橋 信雄
	(株) 中野産業	代表者	中野 雅夫	中野 晶生
東諸	旭道路 (株)	代表者	井上 君男	井上 修

【退会】

地区名	会社名	代表者名
日向	(有) 鈴木建設	鈴木 哲夫

宮崎県建設業協会員数の推移



年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499
入会数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8
退会数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	6
年度末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	501

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H27はH27.10.28現在

宮崎県建設業協会

1. 平成27年度第7回常務理事会を開催

平成27年10月21日(水)午後1時30分、ホテルメリージュ2階「翡翠」において、榎村事務局長が常務理事の出欠を報告して開会を宣した。

開会前に、「テレビCM」を視聴した。詳細は、議題1に記載したとおり。

■ 常務理事出席者

会長	山崎 司		
副会長	竹尾通洋		
常務理事	後藤啓嗣	小野耕嗣	堀之内芳久
	淵上鉄一	藤元建二	河野孝文
	甲斐英伸		
事務局	専務理事 坂元政嗣		
	常務理事 榎村晃弘		

【山崎会長挨拶】

本日は、副会長が2名欠席するが、審議をよろしくお願い申し上げます。

公明党の政策要望懇談会に出席したが、遠山衆議院議員によると、来年1月に3～5兆円規模での補正予算が成立する話だったので、公共事業を特別枠にするようお願いした。

今月、建産連役員会を開催し、来年の参議院議員選挙は足立としゆき氏を支援することで了解いただいた。12月に足立氏が来県されるが、本日の議題にあるとおり各地区のご協力をお願いしたい。

県工事の発注額・発注率ともに低いため、県土整備部長に9月末での会員企業の受注状況を報告した。各地区協会にはご苦勞をおかけするが、意見交換会でのご発言をお願い申し上げます。



山崎会長挨拶

議題については次のとおり。

議題1 テレビCM第2編・第3編について

竹尾副会長が、WGとして第2編・第3編の両方とも修正を行うことになったことを報告し、修正箇所を報告した。修正は、配役の手配が遅れるため、第2編は11月11日以降に放映されることを報告した。

議題2 県との意見交換会について

山崎会長が資料に基づき、意見交換会の概要等について報告し、各地区協会長の意見を求めた。

- ・都城地区…事業協同組合の取り組み状況について報告する。
- ・日向地区…書籍「インフラストック効果」に対する現状を報告する。
- ・東諸地区…地域維持型契約予算増加による受注機会確保が必要である。
- ・日南地区…地域企業育成型による地元の受注機会確保が必要である。
- ・要望中の3項目(看板・実績年数・配置予定技術者年齢)については、会長が冒頭の挨拶で県の意見を求める。

議題3 県知事及び県議会等への要望活動(案)について

坂元専務理事が資料に基づき、知事、県議会議長、県土整備部長への要望活動を提案、要望8項目について報告し、承認された。

議題4 第24回参議院議員選挙に係る「足立としゆき氏」推薦等について

榎村事務局長が資料に基づき、足立としゆき氏を本会として正式に支援すること、山崎会長が同氏後援会の副会長に就任すること。会員企業に同氏後援会への入会をお願いすること、同氏が12月7～8日に来県するため、行程表(案)に沿って各地区協会の協力をいただくこと等を報告し、承認された。

宮崎地区の激励会には、常務理事全員と青年部3役が参加することが承認され、その後の懇親会は常務理事と建産連役員、及び建産連各団体から2～3名の参加を呼びかけることが承認された。

宮建協

議題5 河野しゅんじ県政報告会について

山崎会長が資料に基づき、本会及び各地区協会が協同で参加することを報告し、承認された。

議題6 平成27年度建設雇用改善推進表彰候補者(案)について

大谷総務課長が資料に基づき、各地区協会から推薦された候補者、3事業所・8名について報告し、承認された。

議題7 みやざき建設業担い手確保・育成支援事業について

有馬コーディネーターが資料に基づき、事業の概要及び「地域人づくり事業」との相違点等について報告し、承認された。

国から県への交付決定が来ていないため、全体的なスケジュールが遅れていることを報告した。

議題8 その他

(1) 第1回土木・労務資材対策委員会開催結果報告について

菊池土木農林課長が、9月14日(月)に開催された委員会について報告した。

(2) 国土交通委員会宮崎河川国道事務所との意見交換会開催について

樫村事務局長が、11月16日(月)に国土交通委員会を開催し、12月3日(木)に宮崎河川国道事務所との意見交換会を開催することを報告した。意見交換会は現場の課題について議題とするため、各地区協会から技術者と入札事務担当者を3名推薦してもらうことを報告した。

(3) 会員企業の受注状況調査結果について

樫村事務局長が、各地区協会からの集計結果を報告した。次回は要点を絞り、第3四半期終了後に県発注工事の受注状況を調査することが承認された。

(4) 性別・年齢別雇用状況等調査結果について

大谷総務課長が、各地区協会からの集計結果を報告した。

(5) 工業系・建築系工業高校卒業生の進路調査結果について

大谷総務課長が、平成26年度卒業生の進路調査結果を報告した。



第7回 常務理事会

(6) 自民党宮崎県建設業協会支部の党員確認等について

樫村事務局長が、自民党県連から職域支部党員拡大の依頼を受けたことを報告し、各地区協会の職域支部会員名簿の整理と会員募集について報告し、承認された。

(7) 建設人材確保事業「建設技術フェア」について

大谷総務課長が、「建設技術フェア」の会場、実施計画等について報告した。

(8) 県民一斉防災訓練「みやざきシェイクアウト」について

樫村事務局長が、訓練の概要及び本会として参加登録を行うことを報告し、承認された。

議題9 11月・12月常務理事会開催日について

樫村事務局長が、来月は11月10日(火)に決定したことを報告し、県との意見交換会が16時開催のため、常務理事会を14時開催で提案したが、審議時間が十分確保できないとの意見があり、13時30分に開催することが承認された。

12月の常務理事会は、知事等への要望活動の日程が決まってから、調整することが承認された。

2. 平成27年度宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会

平成27年10月21日(水)午後3時00分、ホテルメリージュ2階「琥珀」において、樫村事務局長が開会を宣した。
出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：東次長、佐野部参事兼課長
井上課長補佐、竜崎主幹、津田主幹
外園主査
技術企画課：木下課長、石井課長補佐、桑畑主幹
否笠主幹、浜川主幹、春田主査

◇公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、岡留工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、竹尾副会長、後藤・小野
堀之内・淵上・藤元・河野(孝)
甲斐常務理事
事 務 局：坂元専務理事、樫村常務理事兼事務
局長、大谷・林田・菊池課長

【山崎会長挨拶】

今日は、東次長にご出席いただきお礼を申し上げます。

本県の発注率・発注額が低いことが報道もされており、各地区協会とも厳しい状況にあることを懸念している。会員企業に受注状況を調査したところ、50%超が県工事を取れていないし、市町村工事も落ち込んでいる。今後について温かい支援をお願い申し上げます。

要望としてお願いしている、工事看板、実績年数、配置予定技術者の年齢について、途中経過でも良いので早めの回答をお願いします。



山崎会長挨拶

最近では補修系や災害復旧に予算が偏り改良系が厳しい。「インフラストック効果」の本では日向地区が成功事例として出ているが、本県の現実は厳しい状態である。本会としても国に要望するので、県のご協力をお願いする。

各地区で県工事を一本でも受注できるよう、地域企業育成型を活用してもらいたいとの意見がある。今後、本会として金額など意見を纏めるのでよろしくお願い申し上げます。

【東次長挨拶】

意見交換会への出席が4月以来となったが、今日は、率直な意見交換をよろしくお願いしたい。

県発注の工事が少ないのは、昨年度の補正予算と繰り越し予算が少なかったこと、また、当初予算も維持系が多いなかで、市町村にシフトしており、全体的に減少していることが原因である。その中で、本年度は既に70%執行しており、残りは30%と思うようにいかない。補正予算編成の声もあるが、TPPへの対策に流れそうであり、物流関連や災害対応等の県土の強靱化対策で予算が確保できないかと考えている。

補正予算だけでなく、来年度当初予算獲得のため動いている。東九州道や九州中央道をお願いして事業量を増やすよう努めたい。

要望のあった3項目については、後ほど担当者から説明をしたい。

テレビCMが担い手確保に繋がることを期待し、県としても対策を考えていきたい。



東次長挨拶

◆県からの情報提供について

(1) 暴力団排除に向けた対応について (管理課)

- ・建設業者から暴力団関係者に対して不当に利益供与を行った事例が発覚した。
- ・県では、入札参加資格停止措置や契約解除措置等、暴力団排除条例の趣旨を踏まえた対応を行うので協会会員への周知について協力をお願いしたい。
- ・また、現在、2次下請以下が排除対象業者から資材購入等を行った際の取扱が不明確であるため、今後、契約約款等の見直しを考えている。

(2) 地域メンテナンス業務の業務量について (技術企画課)

- ・資料は平成26年度までの業務量とエリアをもとに作成した。単純比較できないが、業務量の大小がある。意見交換をお願いしたい。
- ・JV構成員が多いという意見があるが、地域性や道路網をみても、また、業務に河川・砂防を入れて大きくなったため、単に、数だけでは決められない面もあるが、現在試行中のため、構成員数についても考えていきたい。
- ・担い手の確保と県民サービスの両面から、必要な業務体制を設定し、それが10者程度から逸脱するようなら、区割や道路と河川に業務を分けるなど様々な方法を整理し、協会とも協議したい。

◆意見交換

本会→暴力団排除に向け、取引してはいけない業者の情報を早くいただきたい。

県→県として業者情報の周知や、関係機関との情報共有体制整備等に努めたい。

本会→地域メンテナンス業務について、都城地区は順調に推移している。夜間等の受付当番を決めた。組合直営のため8名採用し、4名は自衛隊退職者であるが、それを2班に分かれて業務している。来年以降も続けていただきたい。

本会→要望中の3項目について回答をいただきたい。

県→実績年数は、10年後に実績が無くなり入札に参加できない企業が増えると競争性が確保されなくなる。現在検討中である。

配置予定技術者の年齢について、国は入札参加資格が40才であり、総合評価落札方式は35才である。同じく検討中である。

工事看板は、平成15年に宮崎市が施行した。県は平成16年に施行したが、宮崎市には看板廃止の要望は来ていないようである。県民に対し説



第7回 意見交換会

明する手段が必要である。

看板は現場の話であり、若手が離職する要因にもなりかねないが、廃止すると県民への説明義務が求められる。時間をいただきたい。

配置予定技術者の年齢を40才にすると、5～6年先はどうなるのか。総合評価落札方式の殆どを若手技術者評価型にして良いのか色々検討しないといけない。

実績年数は、工事が少ないと実績がなくなる。

本会→標準的な会員企業では、35才の技術者を採用したくてもできないし、また、若手の入職者がいない。格差をなくすため、配置予定技術者の年齢は、45才とは言わないが40才にしていきたい。全国的に補正予算要望の声が高まっているので期待したい。県には格段の配慮をお願い申し上げる。担い手三法に基づき、5～6月の資金繰り対策として平準化を期待したい。繰り越しやゼロ県債等具体的な取り組みをお願いしたい。

県→予算について、中山間地域から地方創生はどうなっているのかとの指摘を受け、知事と町村会会長の西米良村長が、国に要望したところである。これからも、国の予算確保に向け、積極的に取り組んでいく。

平準化について、本県はゼロ県債をしばらくしていないので研究したい。

繰り越しは9月議会で承認をもらい工期を確保している。

本会→発注時期が集中すると人がいなくなる。平準化をお願いしたい。

また、検討するとの回答についても、前向きの回答をいただきたい。

本会→地域維持型契約は、複数年契約を見据え 40 数社で J V を組んだ。路線の距離をみると 20 社は必要である。

「インフラストック効果」の本では、道路改良により生産性が向上したとあるが、未改良区間が多いのに事業が無い状態である。国に県からも伝えていただきたい。

県→ストック効果を基に要望書を作成した。国にしっかり伝えたい。

本会→宮崎地区は第 2 四半期の県工事があまりにも少ない。頑張っていたきたい。宮崎市が工事看板の金額を廃止したら、県は廃止し易くなるのか。

県→県民への広報手段であるため、仮に廃止した場合、別の手段で情報提供できるシステムが必要と考えており、検討している。

本会→危機管理局から依頼を受けた、宮崎シェイクアウトは、本会として全会員が参加する。

先日、九州道路啓開等協議会に参加したが、宮崎が被災地の中心になる。本会として万全の体制を整えるので、国土強靱化を国に要望していただき、予算の特別枠確保をお願いしたい。中長期的な防災計画が必要である。協議会には部長も出席され積極的に発言されたことにお礼を申し上げる。

本会→テレビ CM の第 2 幕・第 3 幕は内容に修正があるため、11 月の第 2 幕は放映が遅れる。特別企画で「わけもん！GT」や「モーニングてらす」等の番組の中でも、建設小町や青年部が登場する話があるため情報提供したい。

午後 3 時 55 分、意見交換会を終了した。

3. 農業土木委員会の報告

平成 26 年度から、新たに設置された県農政水産部との意見交換の場である農業土木委員会を開催しています。第 4 回までの協議事項は、本年 3 月号に掲載しています。第 5 回以降の取り組みについて下記のとおり報告致します。

回	年月日	主 な 協 議 事 項 等
第 5 回	平成 27 年 3 月 17 日	・残土処理数量のロス計上はしないよう統一する。 ・管工事の小口径の出来形管理の頻度や施工延長の短いものについて簡素化できないか検討する。 ・表層工を主体とした舗装補修工事や当初契約工期が 90 日以内の工事等中間検査の省略規定を追加した。 ・この他、継続して協議する項目などを確認しました。
平成 27 年度 第 1 回	平成 27 年 5 月 22 日	・ダクティル鉄管布設管理は塩ビ管と同様に簡素化できないか検討する。 ・管工事の出来形管理写真の簡素化できないか検討する。 ・この他、継続して協議する項目などを確認しました。
第 2 回	平成 27 年 8 月 20 日	・これまでの検討結果から、ダクティル鉄管布設管理など 3 項目について、平成 28 年 8 月 11 日に、ホームページでアップされた。 ・舗装道路における埋設深さが 60cm ぎりぎり設計してあるが、余裕のある設計にしてほしいと要望した。浅層埋設について指導徹底することを確認しました。 ・二次製品単価については、県土整備部と同様年 4 回の改訂を行う旨が示されました。 ・この他、継続して協議する項目などを確認しました。

管水路工事に係る工事書類簡素化試行内容

平成 27 年 8 月 10 日付け県のホームページから、項目のみ記載していますので内容については確認をお願いいたします。

項 目	ダクティル鉄管 中心線のズレについて
	ダクティル鉄管 ジョイント間隔及びゴム輪位置について
	管水路工事の土工及び舗装復旧に関する品質管理及び写真管理について

雇用改善コーナー

1. 高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望について

一般社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 山 崎 司
(公印省略)

宮崎県高等学校PTA連合会会長から、平成28年3月高等学校卒業予定者の県内採用枠の拡大等に関する要望がありました。

会員企業におかれましては、要請の趣旨を十分ご理解いただき、積極的に若者の採用、育成に努めていただくようお願いいたします。

平成28年3月高等学校卒業予定者の 県内採用枠の拡大等に関する要望書

平素より、本県高校生の就職支援並びに既卒業者の雇用等に対しまして、多大なるご支援を賜り、深く感謝申し上げます。さらには、若者の将来に対しての人材育成に関しまして多面にわたりご協力とご支援をいただいておりますことに、心よりお礼申し上げます。

今春の新規高等学校卒業者の県内における求人数、就職内定率は、共に近年希にみる増加となっております。これもひとえに皆様のご支援の賜物であると重ねて感謝申し上げます。

県高等学校PTA連合会としましては、このような状況を踏まえ、就職を希望する高校生に対して、企業を知るための求人事業所説明会の開催、インターンシップや就業意識啓発のためのセミナーの開催など、取り組んでおります。

一方、働く子どもたちは、コミュニケーション能力の不足、忍耐力不足の子どもも一部見受けられます。これらに関しましては、我々保護者も家庭教育の責任を痛感しているところです。今後は、学校や行政、地域社会、家庭の連携のもとに、家庭教育の中で基本的な生活習慣の確立と職業人としての識見と素養を身につけさせ、職場の一員として活躍できるよう精いっぱい支援していく所存です。

宮崎で働き、そして宮崎で暮らしていきたいと願う前途ある若者が、県内に留まるためには、地域における働く場の確保が不可欠であります。今後の宮崎県の発展のために子どもたちが貢献できますよう採用枠の拡大につきまして、特段のご配慮をいただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

平成27年7月22日

宮崎県高等学校PTA連合会
会 長 長 岡 政 市

一般社団法人 宮崎県建設業協会会長 殿



2. 「人材育成助成金」のご案内

企業内人材育成推進助成金

※ 平成27年度から創設

計画的に人材育成を推進するための制度を導入・実施した事業主、事業主団体に助成します。

助成対象		制度導入助成額	実施・育成助成額 (一人あたりの額)
① 個別企業助成コース ①～③の人材育成制度を就業規則等に規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成			
① 教育訓練・職業能力評価制度	従業員に教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	50万円(25万円)	5万円(2.5万円)
② キャリア・コンサルティング制度	従業員にキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	30万円(15万円)	5万円(2.5万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算	—	15万円(7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20万円(10万円)	5万円(2.5万円)
② 事業主団体助成コース 従業員に教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主（団体の構成員である事業主）を支援する事業主団体に、構成事業主が3事業主以上、かつ従業員合計30名以上に導入・実施された場合に、支援に要した費用の一部を助成		支援に要した費用の2/3 上限額500万円	

※ () 額は大企業の額。実施・育成助成は10人まで

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

キャリアアップ助成金

※ 平成27年度から「育児休業中訓練」を創設

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容		助成額 ※() 額は大企業の額		
人材育成コース	有期契約労働者等下記に下記の訓練を行った場合に助成 ◆一般職業訓練（教育訓練機関等における座学） ◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6か月の職業訓練） ◆中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（教育訓練機関等における座学）） ◆育児休業中訓練（育児休業中の労働者の自発的な申し出により実施する教育訓練機関等における座学）	◆教育訓練機関等における座学《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：1人当たりの訓練時間数に応じた次の額		
		訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練
		100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)
		100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)
		200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)
		※育児休業中訓練は経費助成のみ		
		◆企業における実習《1人当たり》 実施助成：1h当たり800円（700円） ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円		

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

雇用改善

キャリア形成促進助成金

※ 平成27年度から下線部を新設・拡充

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容			助成額※()額は大企業の額
① ものづくり人材育成訓練【新設】	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ・事業主団体等連携型訓練(事業主団体等と企業が連携して実施する訓練) ・企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練) ・企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練)	経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容			助成額※()額は大企業の額
② 政策課題対応型訓練			
① 成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練	経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円(400円)
② グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)	
③ 中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	
④ 熟練技能育成・承継コース	大企業 【拡充】 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
⑤ 若年人材育成コース		採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)
⑥ 育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(⑦) ：1h当たり600円
⑦ 認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①の企業単独型訓練を除く)	経費助成：1/3 賃金助成：1h当たり400円
⑧ 自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援	
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	

○ 事業主団体等向け

助成内容			助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】	経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3)

- ※ 経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、①、②①～⑥は15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)、②⑦、⑧、③は7万円～20万円。また、事業主団体等に対する支給限度額について、①、④は1団体当たり500万円。
- ※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円(認定職業訓練、①または②⑦の場合は1,000万円)、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円。
- ※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまで
- ※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2、大企業：賃金400円(1h)・経費1/3)

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

雇用関係助成金

検索

3. 「職場意識改善助成金」のご案内

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、仕事と生活の調和に
取り組む中小企業事業主を支援します



- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

上限額を100万円に引き上げました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | |
|---|--|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など) | ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(計画的付与制度の導入など) | ○ テレワーク用通信機器 |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車
リフトなど)(注:成果目標をいずれも達成した場合
のみ、支給対象となります。) |

などの
導入・更新

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

成果目標の達成状況	a、bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円



厚生労働省・都道府県労働局

雇用改善

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の
事業場規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」※による所定労働時間の短縮を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

所定労働時間の短縮でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | | |
|---|--|----------------|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア | } などの
導入・更新 |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 | |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など) | ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) | |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(所定労働時間に関する規定の整備など) | ○ テレワーク用通信機器 | |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、飲食店の自動食器
洗い乾燥機など) | |
- (※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、**週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。**

3. 事業実施期間

事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)に取組を実施してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円



厚生労働省・都道府県労働局

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (テレワークコース)

「労働時間等の設定の改善」*及び仕事と生活の調和の推進のため、
終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワーク
に取り組む中小企業事業主を支援します



- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい
- 災害時にも事業を継続させたい

サテライトオフィスで行うテレワークも対象に加わりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- テレワーク用通信機器の導入・運用(※)
(例)Web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器など
(※)パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(例)テレワーク勤務に関する規定の整備
- 保守サポート料、通信費
- 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- クラウドサービス使用料
- 外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」を両方達成することを目指して実施してください。

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- 評価期間において、対象労働者が終日、在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)で、1か月から6か月の間で設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ※ 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」に係る経費のみが対象	対象経費の合計額×補助率 (上限額を超える場合は上限額(※)) (※)「1人当たりの上限額」×対象労働者数または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	6万円	4万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

例えば、従業員100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり10万円の機器を導入する場合、
所要額 10万円×5人 = 50万円
→ 6万円×5人 = 30万円を助成
※目標未達成の場合は、
4万円×5人 = 20万円を助成



厚生労働省・都道府県労働局

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済
----	------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮崎県建設事業協同組合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

「監理技術者講習」を下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。技士会主催では、これが最後の講習会となっておりますので、更新時期にきている方は忘れず受講してください。

なお、平成28年度につきましては、5月、8月、11月に計画いたします。

日 程	平成27年11月12日（木）
会 場	宮崎県建設会館 5階会議室

※問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会
(TEL 0985-31-4696)

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。

2. 継続学習制度（CPDS）について

CPDSは、土木施工管理技士に必要な技術力の向上のために加入者が講習会などで学習した場合に、学習した記録（学習履歴）を（一社）全国土木施工管理技士会連合会に登録し、必要な時、連合会が学習履歴証明書を発行するシステムです。

会員は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会（JCM）のホームページから、新規加入したときに発行される個人ID（CPDS加入者番号）とパスワードでログインします。この2つがないと会社名の変更や学習履歴申請ができないので大切に保管してください。会社名の変更をされた時は、支部を通じて宮崎県技士会にも変更届の提出をお願いします。

学習履歴申請には、講習会主催者発行の受講証明書が必要です。申請期間は、学習履修後1年以内です。代行申請の場合は、講習会主催者が学習履歴申請をします。個人ではできません。技士会主催セミナー等は、カードリーダーでの代行申請を基本にしています。

個人で学習プログラムを申請する場合は、講習会終了後に学習プログラムと学習履歴申請を同時に申請してください。

学習履歴申請等で手続き料金が必要な場合は、一括送金システムになっております。手続きにつきましては、JCMのホームページ・継続学習・個人加入者・12一括送金システムに詳細が記載されております。

建退共

1. 平成27年度建退共制度普及協力事業所に対する理事長表彰を伝達

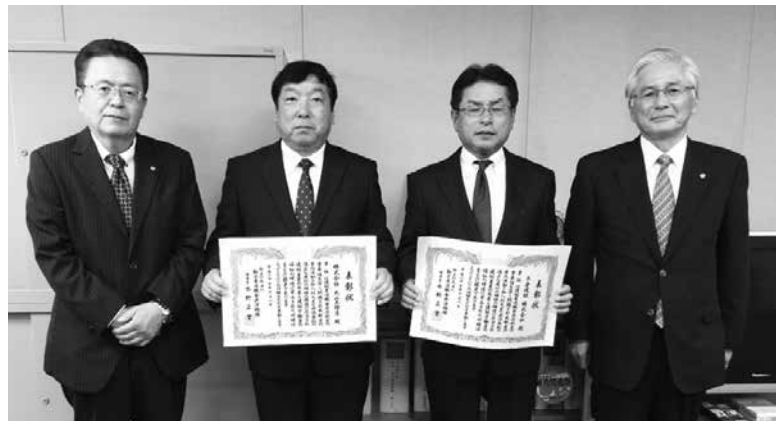
平成27年度における建退共制度の普及、協力事業所に対する（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰を10月19日（月）宮崎県建設会館会長室で行い、建退共宮崎県支部長である山崎宮崎県建設業協会会長が伝達しました。

受賞された事業所は次のとおりです。

- ・（株）丸山工務店（代表取締役 橋 元 清 一） 小林市
- ・ 木倉建設（株）（代表取締役 黒 木 嘉 郎） 日向市

《受賞の理由》

両事業所とも、退職金共済制度の意義を理解し、自社において対象労働者への手帳交付など本制度の適正実施に努めるとともに、機会あるごとに制度加入の促進に協力している。



2. 地区別の事務担当者研修会を開催します

建退共に参加していただいている事業所の事務担当者を対象に、研修会を開催します。

研修会では、建退共制度のメリットや手帳更新、履行証明願い手続きなどのほか、退職金のゆうちょ銀行での受け取りや、来年（平成28年）4月1日から退職金の予定運用利回りがアップされるなど制度の一部などが変更される予定ですので、その詳細について説明します。

手続きに必要な様式類、50周年記念品の配布や、建設共済保険（建設業福祉共済団）の説明などを行いますので、是非ご参加ください。



※ 開催地区

延岡地区 11月18日（水）延岡総合文化センター

※ 延岡地区の契約事業所へは、ハガキで直接ご案内をします。

※ 地区外の契約事業所もご参加いただけます。

建設人を支えて50年未来へ

昭和39年（前回の東京オリンピックの開催年）に創設された建設業退職金共済（建退共）制度は、昨年50周年を迎えました。

建退共

3. 建退共宮崎県支部取扱状況（9月分）

区分 月別	共 済 者 数 契約者数	被共済者数
8月末計	社 名 2,815	48,817
加 入	4	125
脱 退	6	103
9月末計	2,813	48,839

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (8月の状況)
前年度まで の 累 計	冊 418,133	件 47,311	千円 28,779,557	千円 113,969,974
当 月 分	816	93	73,843	66,597
27 年度分	4,445	564	482,460	287,708
制 度 創 設 累 計	422,578	47,875	29,262,017	114,257,682

厚生年金基金

事業概況（9月分）

1. 適 用

(平成27年9月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
288	3,367	517	3,884

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成27年度）

(金額:円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	32	10,712,300	254	94,320,600
	失 権 者	10	1,884,800	78	15,542,600
選択一時金		10	4,465,400	70	37,429,500
脱退一時金 (企業年金連合会移換を含む)		64	14,736,000	142	28,995,500
遺族一時金		0	0	3	1,716,600

(2) 年金受給権者数

(金額:円)

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
6,411	1,474,950,700	6,211	1,365,724,800	91	51,317,200	109	57,908,700

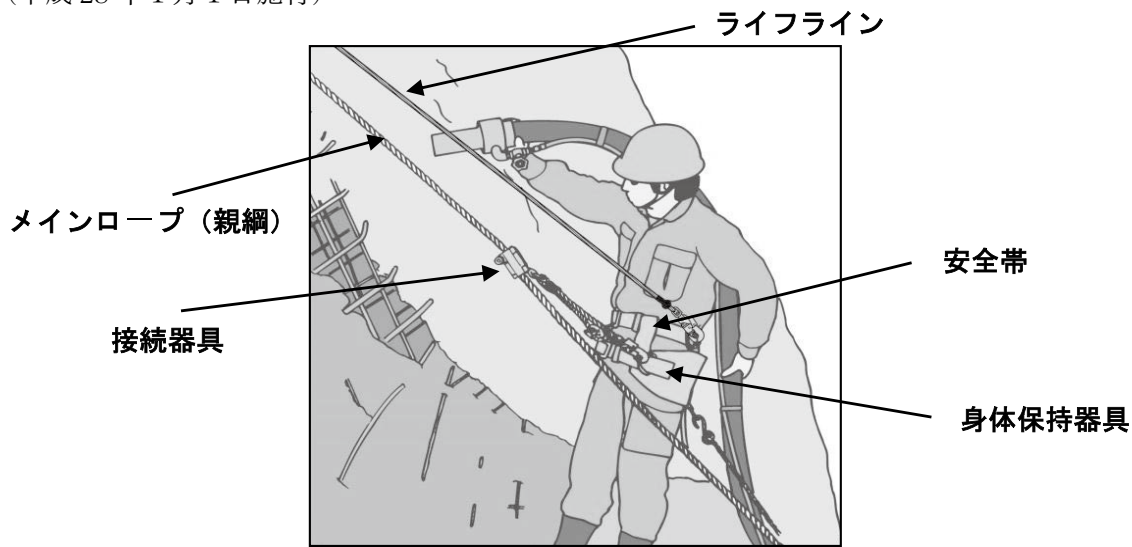
3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	18,112,793,885 円
----------	------------------

建災防 ■ ■

1. 「のり面上等のロープ高所作業に係る労働安全衛生規則」の改正について

のり面上におけるロープ高所作業について、身体保持器具を取り付けた「メインロープ（親綱）」以外に安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設置することなどを内容とする労働安全衛生規則の改正がありました。（平成 28 年 1 月 1 日施行）



この「ライフライン」の設置以外にも、作業場所の調査及び記録、作業計画の策定、作業指揮者の選任、作業開始前の点検などについても改正されています。また、ロープ高所作業を行う作業員に対し特別教育を実施することも義務づけられました。（特別教育については平成 28 年 7 月 1 日施行）

※ 詳しくは当支部のホームページをご覧ください。

2. 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について

中小規模の地山の掘削作業では、十分な地質調査が事前になされておらず、施工開始後に設計図書が地質の状況を適切に反映していないことが判明する場合があります。

また、掘削中の斜面は、降雨、湧水等により日々変化し、それらの変化が斜面崩壊につながり、労働災害が発生する場合があります。このような労働災害を防止するため、厚生労働省において「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」が策定されました。

本ガイドラインでは、発注者、設計者、元方事業者及び関係請負人が、それぞれ実施すべき事項が定められ、また、次のような工事の段階ごとの「点検表」等が作成されています。

①設計・施工段階別点検表 ②日常点検表 ③変状時点検表 ④異常時対応シート

また、本ガイドラインの策定に合わせて、「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」も策定されています。

※ 詳しくは当支部のホームページをご覧ください。

3. 「建設労働者確保育成助成金」制度の一部が改正されました

- ① 平成27年10月1日以降に開催される技能講習等に係る申請は、事前に計画届の届出が必要になりました。
 ② 「足場の組立て等の業務に係る特別教育」も助成の対象になりました。

改正内容2

〔お問合せ・申請先〕

宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 TEL:0985-38-8824

▶ 10月1日以降に開始する技能実習は、事前に計画届の届出が必要です

<技能実習コース（経費助成・賃金助成）の必要書類>

種 類	現 行	平成27年10月1日以降
計画届	届出不要	<u>技能実習を開始する日の 原則1カ月前までに届出</u>
支給申請書	技能実習を終了した日の翌日 から原則2カ月以内に提出	技能実習を終了した日の翌日 から原則2カ月以内に提出

※平成27年4月10日の改正内容です。

◆10月1日以降に開始する技能実習から適用

〔例:平成27年10月1日～10月3日の訓練期間で技能実習を実施する場合、原則として、
9月1日までに計画届を労働局またはハローワークへの届出が必要です。〕

計画届様式（様式第2号（事業主向け）、様式第2号の2（団体向け））は厚生労働省ホームページにも掲載しています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.html

建設 助成金 様式 検索

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

※計画届の様式（様式第2号）は、当支部のホームページからもダウンロードできます。

● 助成金の対象となる建災防宮崎県支部が開催する講習会

- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- ・ 車両系建設機械(整地・掘削等)運転技能講習
- ・ 高所作業車運転技能講習
- ・ 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- ・ 不整地運搬車運転技能講習
- ・ 小型車両系建設機械の特別教育
- ・ ローラ運転の特別教育
- ・ 低圧電気取扱い業務の特別教育
- ・ 足場の組立て等の業務に係る特別教育（新設）

火薬協会

1. 平成27年度火薬類取扱保安責任者等試験結果

本年9月6日（日）宮崎サザンビューティ美容専門学校において実施した、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び製造丙種の知事試験の結果は下記のとおりでした。

宮崎県関係は、60名が合格！！ おめでとうございます。

合格者は、早めに知事宛（県・消防保安課）に免状の交付申請を行い、免状の交付を受けてください。

なお、火薬類作業従事者は免状の写しを添付し、火薬保安協会へ保安手帳の交付申請を行い、火薬類保安手帳（黒手帳）の交付を受けてください。

☆ 県内の状況

区 分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受 験 者 数	1 0 6	3 2	1	1 3 9
合 格 者 数	5 1	8	1	6 0
合 格 率	4 8.1 %	2 5 %	1 0 0 %	4 3.2 %

☆ 全国の状況

区 分	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
受 験 者 数	3, 3 9 3	1, 1 4 5	9 4	4, 6 3 2
合 格 者 数	1, 7 7 0	6 5 4	5 9	2, 4 8 3
合 格 率	5 2.2 %	5 7.1 %	6 2.8 %	5 3.6 %

◎ 県内の過去3年間の合格率一覧

年 度 別	甲種取扱責任者	乙種取扱責任者	丙種製造責任者	計
平 成 2 6 年 度	4 3.6 %	3 2.3 %	0 %	3 9.6 %
平 成 2 5 年 度	6 2.9 %	1 5.4 %	0 %	4 9.0 %
平 成 2 4 年 度	5 2.0 %	2 6.9 %	1 0 0 %	4 6.6 %

2. 講習会の日程について ～もう一度保安手帳の確認を！～

本年の残りの講習会日程は次のとおりです。保安手帳の有効期限を確認し、講習受講の必要な方は、当協会への受講申込を急いで行ってください。

(1) 責任者及び従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講 習 会 場	講 習 時 間
11 月 5 日	木	西 都 市	西 都 建 設 会 館	13 : 00 ～ 17 : 00
12 月 10 日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講 習 会 場	講 習 時 間
12 月 10 日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10 : 00 ～ 17 : 00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（9月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成27年度	430	▲26.1%	12,532	▲23.9%	1,828	▲23.5%	57,669	▲32.2%
平成26年度	582	9.0%	16,476	▲21.7%	2,388	▲6.6%	85,066	▲19.1%
平成25年度	534	38.7%	21,033	73.8%	2,558	45.3%	105,183	52.2%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

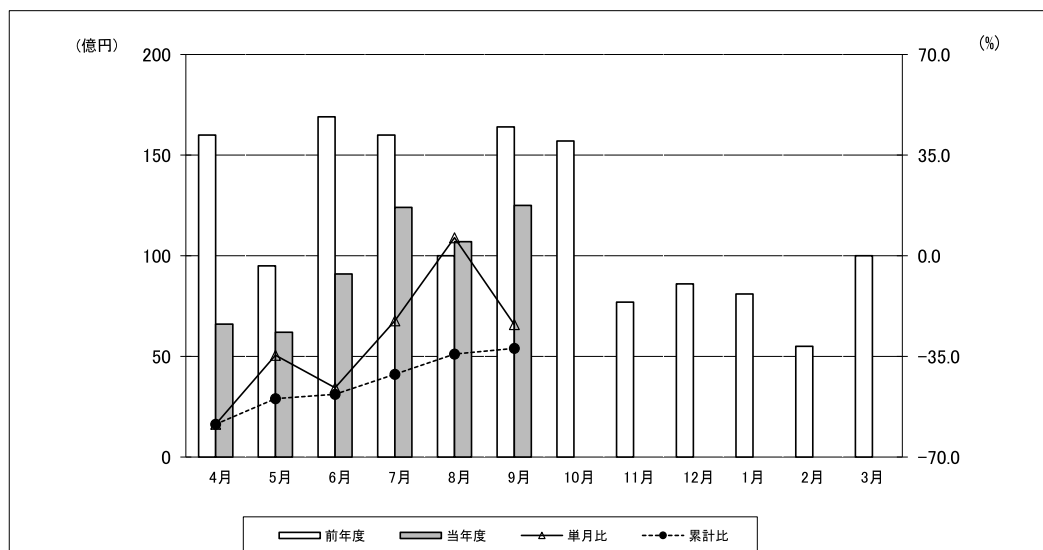
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	27	▲20.6%	2,099	▲39.3%	162	▲24.3%	12,486	▲42.2%
独立行政法人等	1	0.0%	40	▲71.8%	12	▲25.0%	1,959	▲19.1%
県	224	▲22.8%	5,492	▲29.9%	668	▲32.4%	18,705	▲32.2%
市町村	176	▲29.9%	4,767	▲2.5%	965	▲16.2%	21,933	▲30.3%
その他	2	▲66.7%	132	▲13.0%	21	10.5%	2,583	29.4%
計	430	▲26.1%	12,532	▲23.9%	1,828	▲23.5%	57,669	▲32.2%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	74	▲35.7%	1,987	▲51.0%	373	▲22.0%	12,891	▲25.0%
日 南	25	▲24.2%	1,095	18.6%	135	▲10.0%	6,982	8.4%
串 間	27	▲27.0%	849	6.7%	95	▲7.8%	2,259	5.2%
都 城	46	▲24.6%	1,263	18.6%	219	▲28.4%	7,917	▲31.2%
小 林	43	▲41.1%	1,414	▲35.8%	182	▲27.5%	5,137	▲30.9%
高 岡	12	▲33.3%	260	14.7%	66	▲21.4%	1,253	▲6.0%
西 都	22	▲31.2%	687	▲48.2%	107	▲34.4%	3,297	▲46.0%
高 鍋	28	3.7%	640	▲19.2%	101	▲21.1%	3,063	▲44.5%
日 向	54	▲40.7%	1,432	▲37.0%	245	▲30.0%	5,868	▲35.8%
延 岡	38	▲26.9%	1,478	▲27.5%	159	▲30.3%	5,125	▲63.6%
西臼杵	61	41.9%	1,423	83.8%	146	▲0.7%	3,870	▲7.1%
計	430	▲26.1%	12,532	▲23.9%	1,828	▲23.5%	57,669	▲32.2%

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**今年度より、宮崎県をはじめ県内全ての市町村で
中間前払金をご利用いただけるようになりました。
ぜひご利用ください！**

工事代金の2割が、当初の前払金に加えて受け取れる制度です。

⇒前払金は最大で工事代金の**6割**に！

POINT！

中間前払金 1000 万円なら、
保証料は 6500 円
⇒金融機関の利息よりも
はるかに**安い！**

＜中間前払金のメリット＞

- ① **現場をストップさせる必要なし！**
- ② **全額現金で払出OK！**
- ③ **保証料率は一律0.065%**

手間なく

便利で

安い！

＜制度採用状況＞ **宮崎県、宮崎県内全市町村、国土交通省、農林水産省等**
※対象条件は発注者によって異なります。詳細は当社までお問い合わせください。

＜請求可能要件＞ ■ **工期の2分の1を経過していること**
■ **工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が概ね行われていること**
■ **当該工事で完了した作業にかかる経費が工事代金の2分の1以上であること**

＜保証申込時に必要な書類＞ ① **保証申込書** ② **使途内訳明細書** ③ **認定調書（通知書）の写し**

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店 **TEL 0985-24-5656/FAX 0985-20-1167**

ホームページ <http://www.wjcs.net/chukan/index.html>

平成27年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成27年9月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
宮崎県	42	1,495,822	▲19.2%	▲28.4%
宮崎市	11	348,052	▲26.7%	▲58.0%
都城市	3	151,480	▲25.0%	▲14.8%
延岡市	6	410,352	▲50.0%	▲31.7%
日南市	1	39,636	<	<
小林市	3	61,830	0.0%	▲5.4%
日之影町	1	38,880	0.0%	2.6%
計	67	2,546,053	▲27.2%	▲39.8%

建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済保険加入促進月間 実施中！！

「制度創設 45 周年、信頼と実績の共済団。 今後も業界とともに。」

共済団は、本年 11 月 1 日に建設共済保険制度創設 45 周年を迎えるにあたり、4 月から無事故割引率 2 割拡大の制度改正を実施いたしました。

本年も引続き、建設共済保険制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10 月 1 日から 11 月 30 日までの 2 ヶ月間、建設共済保険加入促進月間を実施しています。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病 1～3 級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済保険の加入促進を図るとともに、すでに建設共済保険に加入している保険契約者に対しては、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨しています。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載による P R 活動を行います。

《建設共済保険 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり 2 万 4 千社を超える事業所が加入しています。まだ、建設共済保険に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い
- 元請・下請問わず無記名で補償
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い
- 企業の諸費用部分も補償
- 事業主（保険契約者）への速やかな支払い
- 経営事項審査において 15 点の加点



本年 11 月 1 日に当制度創設 45 周年を迎えるにあたり、4 月から無事故割引率 2 割拡大を実施しましたが、引き続き安定運営が行えるように一層の普及を図る為、今年は「制度創設 45 周年、信頼と実績の共済団。今後も業界とともに。」をキャッチコピーに、事業主に「建設共済保険」への加入を促していきます。

保険料が 更にお安くなりました！

年間完成工事高契約 & 甲型共同企業体契約の
無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に
適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

無事故割引率 年間保険料
【旧】30% ⇒ 266,000円
【新】36% ⇒ 243,200円

22,800円も
お安くなりました。

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171
(公財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

公益財団の

平成27年4月から
無事故割引率が**2割**拡大しました!

建設共済保険

法定外労災補償制度

充実した制度で

保険料が安い

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加算。

公益財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不
要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

建設共済保険

検索